

市議会 12月定例会 行政報告（12月7日）

市議会 12月定例会に当たり行政報告いたします。

紫雲の郷館の管理運営について

はじめに、紫雲の郷館の管理運営について御報告いたします。

新潟県立紫雲寺記念公園内にあります新発田市温泉活用施設紫雲の郷館につきましては、旧紫雲寺町の温泉施設として、平成14年に完成し、民間事業者管理業務を委託し運営してまいりました。平成17年の旧紫雲寺町との合併以降は、当市が引き継ぐこととなり、平成18年9月からは指定管理者制度を活用し、市が指定する民間事業者管理運営業務を委託し、現在まで施設の運営を行っております。

紫雲の郷館は、入浴施設のほか、飲食や宿泊での利用が可能であり、スポーツ合宿などにも対応する観光施設として、年間10万人もの方に御利用いただいておりますが、建設から20年以上が経過したことから、建物や設備などの老朽化が進んでおり、近年、改修工事の頻度が増加し、今後、更に、その頻度は増えるものと見込んでおります。

指定管理者制度の下では、大規模な修繕等が生じた場合に、指定管理者の継続的、安定的な経営に支障を来すおそれがあること、また、今後、起こりうる様々な修繕等の意思決定において、当市が主体的に、迅速かつ的確に判断してまいりたいことなどを踏まえ、現在の指定管理期間満了後の令和6年度から、市が直接運営を行うとともに、当該施設の運営については、入浴施設に限定することとしております。

なお、今後につきましては、施設職員の募集や、委託先の株式会社紫雲寺記念館との業務の引継ぎを進めていくほか、併設している県立体育施設の運営についても県と協議を行ってまいります。

老人福祉センター金蘭荘の機能移転について

次に、老人福祉センター金蘭荘の機能移転について御報告いたします。

新発田市老人福祉センター「金蘭荘」は、高齢者の心身の保護、教養、レクリエーションの便宜等を総合的に供与することにより、住民の福祉の向上に資することを目的として昭和54年に整備され、入浴施設を備えた高齢者福祉の拠点施設として、開設当初から社会福祉法人新発田市社会福祉協議会が運営し、福祉の

向上に重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、建設から44年が経過し、老朽化による雨漏りをはじめ、地盤沈下による施設の傷みが著しく、平成28年度からは入浴施設も廃止している状況であります。

これらのことから、今後、このまま使い続けることは危険であると判断したため、施設の廃止についても検討しましたが、これまで「金蘭荘」が歩んできた歴史、様々な高齢者福祉事業に取り組んできた実績、現在も多くの方々に御利用いただいている現状を鑑み、また、令和2年度末に廃止した旧豊浦町の「ほうづきの里」、旧紫雲寺町の「眺海荘」、旧加治川村の「さくら苑」の各地域の福祉センター機能を集約する意味でも、廃止ではなく同じ五十公野地区にある新発田勤労者総合福祉センター「サン・ワークしばた」に「金蘭荘」を移転させ、令和6年4月から、(仮称)新発田市高齢者福祉センター「金蘭荘」として、これまでと同様に高齢者福祉の拠点施設として運営を継続したいものであります。

「サン・ワークしばた」は、平成5年に雇用促進事業団により設置され、平成15年には、当市が施設を譲り受け、広く市民の皆様のスポーツ・文化活動等を支えてきました。

しかしながら、その後、企業による利用が減少するとともに、定期利用団体が市街地に活動の場を移すなど、年々利用者は減少してきております。

開館以来、30年以上の長きに渡り、地域の活動を支えてきた「サン・ワークしばた」ではありますが、市有施設の有効活用、活性化を考えたときに、令和6年3月31日をもって「サン・ワークしばた」を廃止し、そこに「金蘭荘」を移転させ、「サン・ワークしばた」の貸館事業を引き継ぎ運営することが最善であると判断いたしました。

また、「サン・ワークしばた」の廃止及び「金蘭荘」の機能移転につきましては、地元自治会が組織する五十公野地区区長会の皆様にも丁寧に説明し、理解が得られたものと考えております。

(仮称)新発田市高齢者福祉センター「金蘭荘」の管理・運営につきましては、これまで「金蘭荘」を運営してきた実績などから、社会福祉法人新発田市社会福祉協議会を指定管理者とし、同協議会がこれまで取り組んできた相談支援事業、引きこもり防止のサロン事業等が引き続き実施されることにより、更なる高齢者福祉施策の推進が期待できるとともに、施設の有効活用、「金蘭荘」の活性化につながるものと期待しております。

なお、施設の指定管理者の指定及び関係条例の制定、サン・ワークしばたの廃止に関する一般議案につきましては、令和6年2月定例会で改めて提案させていただきたいと考えております。

最終処分場の候補地の決定について

次に、最終処分場の候補地の決定について御報告いたします。

現在、金津地区にあります一般廃棄物最終処分場の新発田広域エコパークが、令和8年度に計画容量に達する見込みとなっておりますことから、新たな最終処分場建設についての基本構想を策定することについて、本年6月定例会において行政報告を行ったところであります。

その後、基本構想において、新発田地域広域事務組合が、胎内市船戸地内の土取場の跡地を含む胎内市内の3箇所について、地質などの自然条件、法規制などの社会条件及び経済性などを多角的に調査を行い、その調査結果を同事務組合と当市、胎内市、聖籠町で構成する一般廃棄物処理検討委員会において検討し、胎内市船戸地内が建設候補地として妥当であると、同事務組合が最終的に決定したところであります。

このことを受け、建設候補地の近隣となる当市の貝屋、小国谷、下坂町自治会、胎内市の船戸、つつじが丘、長橋自治会の住民の皆様に対し、同事務組合と当該自治体の合同で基本構想の結果について説明会を行っております。

最終処分場の建設については、引き続き、胎内市と足並

みを揃え、地域住民の皆様と十分な意思疎通を図りながら、事業を進めるよう新発田地域広域事務組合に伝えております。

松くい虫防除薬剤飛散事故に係る判決の確定について

次に、松くい虫防除薬剤飛散事故に係る判決の確定について、御報告いたします。

令和元年6月7日に、渡邊党氏ほか一名が原告となり、当市を相手に提起された本件については、新潟地方裁判所新発田支部で裁判が進められ、令和4年3月30日に相手方の訴えを棄却する判決が言い渡されましたが、これを不服とする相手方が、令和4年4月11日に控訴状を提出したことにより、令和4年9月27日から東京高等裁判所で控訴審が進められ、本年4月13日に、控訴を棄却する判決が言い渡されました。

しかし、控訴審判決を不服とした相手方が、4月27日に、上告状兼上告受理申立書を提出いたしましたので、これまで東京高等裁判所の審査及び最高裁判所の審理等が進められ、11月24日付け調書により、上告の棄却を決定する旨の通知がありました。

本件につきましては、平成28年6月8日に、当市が委託事業として実施した紫雲寺地域の松くい虫防除事業において、薬剤散布地域に隣接する相手方の無農薬栽培の果樹園に薬剤が飛散したとして、当市

に、損害賠償金1,512万2,008円等の支払いを求めたものであります。

この度の調書の主文は、「一、本件上告を棄却する。二、本件を上告審として受理しない。三、上告費用及び申立費用は、すべて上告人兼申立人の負担とする。」というものであります。

これにより、本件の争点であった松くい虫防除作業実施についての、市職員の故意又は過失及び国家賠償法第1条第1項の違法性と、市の説明義務違反があったとする相手方の主張は認められず、また、控訴審が進む過程で、予備的請求として提出された憲法第29条第3項に基づく損失補償請求についても、相手方の訴えは、いずれも理由がないので棄却することが確定しました。

なお、判決の確定に伴う顧問弁護士報酬の費用につきましては、今定例会の予算議案として提案いたしますので、あらかじめ御了承賜りますようお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。